



鳥取県公報

平成13年3月28日(水)
号外第27号

毎週火・金曜日発行

目 次

条 例 鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例(会計課)..... 1

———公布された条例のあらまし———

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

- 1 次の手数料等の額を引き上げることとした。(第1条、第3条、第4条関係)
 - (1) 保育士試験の手数料
 - (2) 狩猟免許の手数料
 - (3) 飲食店営業許可等の手数料
 - (4) 鳥取県産業技術センターの試験機械の使用料の上限額
- 2 次の手数料等の徴収について定めることとした。(第1条、第2条、第7条、第9条関係)
 - (1) 廃棄物処理施設設置者である法人の分割の認可に係る手数料
 - (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による解体工事業の登録等に係る手数料
 - (3) 東部総合事務所の建物の使用料
 - (4) 隣地側に壁面線の指定等がある建築物に係る建ぺい率制限の緩和の許可に係る手数料
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の規定に基づく法人の分割の認可に係る手数料
- 3 大豆又はなたねの集荷業者の登録等に係る手数料を廃止することとした。

(第1条関係)

- 4 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部を次のように改めることとした。(第5条関係)
 - (1) 展望室及び展示室の入場料を別料金とし、その金額を定めること。
 - (2) 鳥取県立夢みなとタワーの現在の展示室の一部を企画展示室とし、その利用料を定めること。
- 5 荷役機械の1時間当たりの使用料を引き下げるとともに、同施設の1週間当たりの使用料を定めることとした。(第6条関係)
- 6 鳥取県営鳥取屋内プール及び鳥取県営米子屋内プールの施設使用料の区分に、回数券及び1月利用券により利用する場合を追加することとした。(第8条関係)
- 7 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 8 この条例は、平成13年4月1日から施行することとした。ただし、2の(2)は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第5章の規定の施行の日から、2の(4)は都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律の施行の日から、4は規則で定める日から、5は平成13年5月1日から施行することとした。

条 例

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成13年3月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第34号

鳥取県手数料徴収条例等の一部を改正する条例

(鳥取県手数料徴収条例の一部改正)

第1条 鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「削除号」という。）を削り、同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15） 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき<u>8,900円</u></p> <p>（16）～（79の2）略</p> <p>（79の3） 廃棄物処理法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可 1件につき68,000円</p> <p>（80）～（91の2）略</p> <p>（91の3） 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割の認可 1件につき68,000円</p> <p>（92）～（205）略</p>	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（14）略</p> <p>（15） 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第13条第10項の規定に基づく保育士試験の実施 1件につき<u>8,700円</u></p> <p>（16）～（79の2）略</p> <p>（79の3） 廃棄物処理法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の認可 1件につき68,000円</p> <p>（80）～（91の2）略</p> <p>（91の3） 廃棄物処理法第15条の4において準用する同法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併の認可 1件につき68,000円</p> <p>（92）～（205）略</p> <p>（206） <u>大豆なたね交付金暫定措置法（昭和36年法律第201号）第5条第1項の規定に基づく大豆又はなたねの集荷業者の登録</u> 1件につき2,600円</p> <p>（207） <u>大豆なたね交付金暫定措置法施行令（昭和36年政令第417号）第10条の規定に基づく集荷業者の登録証の書換え交付</u> 1件につき1,300円</p> <p>（208） <u>大豆なたね交付金暫定措置法施行令第10条の2の規定に基づく集荷業者の登録証の再交付</u> 1件につき2,000円</p>

(206)~(208)まで 削除

(209)~(222) 略

(223) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。)

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~ク 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第31条第1項の規定に基づく家畜に対する注射、薬浴又は投薬 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~ウ 略

(225) 家畜伝染病予防法第8条(同法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項及び第5条第1項の規定に基づく家畜の検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226)~(232) 略

(233) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第4条第1項の規定に基づく狩猟免許又は狩猟免状の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 狩猟免許

(ア) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第3項各号に掲げる者 1件につき
4,000円

(イ) 略

イ 略

(234)~(281) 略

(281の2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。

以下「建設再資源化法」という。)第21条第1項の規定に基づく解体工事業の登録 1件につき33,000円

(209)~(222) 略

(223) 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第4条の2第5項、第5条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜の検査(同法第5条第1項の規定に基づく家畜の検査のうち、監視伝染病の発生を予察するために行うものを除く。)

次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~ク 略

(224) 家畜伝染病予防法第6条第1項又は第30条第1項の規定に基づく家畜に対する注射、薬浴又は投薬 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア~ウ 略

(225) 家畜伝染病予防法第8条(同法第30条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく家畜の検査(同法第4条の2第3項及び第5条第1項の規定に基づく家畜の検査を除く。)、注射、薬浴又は投薬を行った旨の証明書の交付 1件につき400円

(226)~(232) 略

(233) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第4条第1項の規定に基づく狩猟免許又は狩猟免状の再交付 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

ア 狩猟免許

(ア) 鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律第7条第3項各号に掲げる者 1件につき
3,900円

(イ) 略

イ 略

(234)~(281) 略

(281の3) 建設再資源化法第21条第2項の規定に基づく解体工事業の登録の更新

1件につき26,000円

(281の4) 建設再資源化法第21条第1項の登録(同条第2項の登録の更新を含む。)

に関する証明書の交付 1件につき400円

(282)~(323) 略

2 略

(282)~(323) 略

2 略

(鳥取県行政財産使用料条例の一部改正)

第2条 鳥取県行政財産使用料条例(昭和39年鳥取県条例第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後				改 正 前					
別表(第2条関係)				別表(第2条関係)					
1 略				1 略					
2 建物				2 建物					
区 分		使 用 料		区 分		使 用 料			
		単 位	金 額			単 位	金 額		
会議室	県庁舎講堂		1時間	6,610円	会議室	県庁舎講堂		1時間	6,610円
	県庁舎講堂以外の会議室	非木造	使用面積1平方メートルにつき	10円		県庁舎講堂以外の会議室	非木造	使用面積1平方メートルにつき	10円
		木造	1時間	5円			木造	1時間	5円
その他	県庁舎及び東部総合事務所の建物		使用面積1平方メートルにつき	2,160円	その他	県庁舎		使用面積1平方メートルにつき	2,160円
	県庁舎及び東部総合事務所	非木造	1月	1,330円		県庁舎以外の建物	非木造	1月	1,330円
		木造		430円			木造		430円
備考 略				備考 略					

(鳥取県食品衛生法施行条例の一部改正)

第3条 鳥取県食品衛生法施行条例(平成12年鳥取県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
別表第3(第4条関係)	別表第3(第4条関係)
1 略	1 略
2 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額	2 法第21条第1項の規定による許可の申請に対する審査 許可を受けようとする営業の種別に応じ、次に定める額
ア 飲食店営業 <u>1件につき17,600円</u>	ア 飲食店営業 <u>1件につき16,000円</u>
イ 喫茶店営業 <u>1件につき10,500円</u>	イ 喫茶店営業 <u>1件につき 9,600円</u>
ウ 菓子製造業 <u>1件につき15,400円</u>	ウ 菓子製造業 <u>1件につき14,000円</u>
エ あん類製造業 <u>1件につき15,400円</u>	エ あん類製造業 <u>1件につき14,000円</u>
オ アイスクリーム類製造業 <u>1件につき15,400円</u>	オ アイスクリーム類製造業 <u>1件につき14,000円</u>
カ~ク 略	カ~ク 略
ケ 集乳業 <u>1件につき10,500円</u>	ケ 集乳業 <u>1件につき 9,600円</u>
コ 乳類販売業 <u>1件につき10,500円</u>	コ 乳類販売業 <u>1件につき 9,600円</u>
サ 略	サ 略
シ 食肉販売業 <u>1件につき10,500円</u>	シ 食肉販売業 <u>1件につき 9,600円</u>
ス 略	ス 略
セ 魚介類販売業 <u>1件につき10,500円</u>	セ 魚介類販売業 <u>1件につき 9,600円</u>
ソ 略	ソ 略
タ 魚肉ねり製品製造業 <u>1件につき17,600円</u>	タ 魚肉ねり製品製造業 <u>1件につき16,000円</u>
チ~テ 略	チ~テ 略
ト 乳酸菌飲料製造業 <u>1件につき15,400円</u>	ト 乳酸菌飲料製造業 <u>1件につき14,000円</u>
ナ 略	ナ 略
ニ 冰雪販売業 <u>1件につき15,400円</u>	ニ 冰雪販売業 <u>1件につき14,000円</u>

又及びネ 略

ノ みそ製造業	1 件につき	17,600円
ハ しょうゆ製造業	1 件につき	17,600円
ヒ ソース類製造業	1 件につき	17,600円
フ 酒類製造業	1 件につき	17,600円
ヘ 豆腐製造業	1 件につき	15,400円
ホ 納豆製造業	1 件につき	15,400円
マ めん類製造業	1 件につき	15,400円
ミ～メ 略		

又及びネ 略

ノ みそ製造業	1 件につき	16,000円
ハ しょうゆ製造業	1 件につき	16,000円
ヒ ソース類製造業	1 件につき	16,000円
フ 酒類製造業	1 件につき	16,000円
ヘ 豆腐製造業	1 件につき	14,000円
ホ 納豆製造業	1 件につき	14,000円
マ めん類製造業	1 件につき	14,000円
ミ～メ 略		

(鳥取県産業技術センター条例の一部改正)

第4条 鳥取県産業技術センター条例(平成11年鳥取県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条、第5条関係)			別表第1(第2条、第5条関係)		
1 施設使用料 略			1 施設使用料 略		
2 設備使用料			2 設備使用料		
区 分	単 位	金 額	区 分	単 位	金 額
略			略		
2 試験機械	1時間につき	<u>2,500円</u> 以内で知事が別に定める額	2 試験機械	1時間につき	<u>1,300円</u> 以内で知事が別に定める額
略			略		
備考 略			備考 略		

(鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

次の表の改正後の欄に表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前																																																						
<p>（利用の許可）</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）展望室及び展示室</p> <p>（2）多目的ホール、<u>映像シアター及び企画展示室</u>（以下「多目的ホール等」という。）</p> <p>（3）略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 展望室又は展示室の入場料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>100円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>200円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">団体（20人以上のものに限る。）</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>80円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>160円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 多目的ホール等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午 前 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">午 後 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">夜 間 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">全 日 の 利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>100円</u>	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>200円</u>	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>80円</u>	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>160円</u>	区 分	金 額				午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料						<p>（利用の許可）</p> <p>第5条 次に掲げるタワーの施設を利用しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。</p> <p>（1）展望室及び展示室（以下「<u>展望室等</u>」という。）</p> <p>（2）多目的ホール及び<u>映像シアター</u>（以下「多目的ホール等」という。）</p> <p>（3）略</p> <p>別表（第8条関係）</p> <p>1 展望室等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">区 分</th> <th style="width: 15%;">単 位</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">個人</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>200円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>500円</u></td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">団体（20人以上のものに限る。）</td> <td>児童又は中学校の生徒</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>160円</u></td> </tr> <tr> <td>高等学校の生徒、学生又は一般人</td> <td style="text-align: center;">1人1回につき <u>400円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 多目的ホール等利用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">区 分</th> <th colspan="4" style="text-align: center;">金 額</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">午 前 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">午 後 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">夜 間 の 利 用 料</th> <th style="width: 15%;">全 日 の 利 用 料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	単 位	金 額	個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>200円</u>	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>500円</u>	団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>160円</u>	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>400円</u>	区 分	金 額				午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料					
区 分	単 位	金 額																																																					
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>100円</u>																																																					
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>200円</u>																																																					
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>80円</u>																																																					
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>160円</u>																																																					
区 分	金 額																																																						
	午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料																																																			
区 分	単 位	金 額																																																					
個人	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>200円</u>																																																					
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>500円</u>																																																					
団体（20人以上のものに限る。）	児童又は中学校の生徒	1人1回につき <u>160円</u>																																																					
	高等学校の生徒、学生又は一般人	1人1回につき <u>400円</u>																																																					
区 分	金 額																																																						
	午 前 の 利 用 料	午 後 の 利 用 料	夜 間 の 利 用 料	全 日 の 利 用 料																																																			

第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
第3多目的ホール	1,100円	2,200円	2,700円	5,400円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円
企画展示室	2,700円	5,400円	6,800円	13,500円

備考 略

3及び4 略

第1多目的ホール	2,200円	4,500円	5,600円	11,200円
第2多目的ホール	1,200円	2,300円	2,900円	5,800円
第3多目的ホール	1,100円	2,200円	2,700円	5,400円
映像シアター	2,600円	5,200円	6,500円	12,900円

備考 略

3及び4 略

(鳥取県港湾管理条例の一部改正)

第6条 鳥取県港湾管理条例(昭和35年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
別表第1(第5条関係)				別表第1(第5条関係)			
港湾施設の種類	区分	使用料		港湾施設の種類	区分	使用料	
		単位	金額			単位	金額
略				略			
荷役機械		1時間につき	5,000円	荷役機械		1時間につき	12,233円
		1週間につき	224,000円				
略				略			

備考

1～3 略

4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあつては1月として計算し、港湾施設用地にあつては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算し、荷役機械に係る使用期間が1週間未満であるとき、又はその期間に1週間未満の端数があるときは、1週間として計算する。

5及び6 略

備考

1～3 略

4 港湾施設用地に工作物を設置する場合に係る使用期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお1月未満の端数があるときは1月として計算し、上屋の専用使用をする場合及び港湾施設用地に工作物を設置しない場合に係る使用期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは、上屋にあつては1月として計算し、港湾施設用地にあつては日割りをもって計算し、荷役機械に係る使用時間が1時間未満であるとき、又はその時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。

5及び6 略

(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)

第7条 鳥取県建築基準法施行条例(昭和47年鳥取県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正後の欄中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第3(第13条関係)			別表第3(第13条関係)		
事	務	金額	事	務	金額
略			略		
15	法第52条第7項、第8項又は第11項の規定に基づく許可	1件につき160,000円	15	法第52条第7項、第8項又は第11項の規定に基づく許可	1件につき160,000円
15の2	法第53条第4項の規定に基づく許可	1件につき33,000円			
16	法第53条第5項第3号の規定に基づく許可	1件につき33,000円	16	法第53条第4項第3号の規定に基づく許可	1件につき33,000円
略			略		

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後					改 正 前											
別表第2(第4条関係)					別表第2(第4条関係)											
1 施設利用料					1 施設利用料											
区		分			金 額		区		分			金 額				
プール	一般利用	個人	回数券又は1月利用券によらないで利用する場合	幼児	温水	基本利用	1人につき	240円	幼児	温水	基本利用	1人につき	240円			
					冷水	基本利用	1人につき	160円		冷水	基本利用	1人につき	160円			
				児童又は中学校の生徒	温水	基本利用	1人につき	360円	児童又は中学校の生徒	温水	基本利用	1人につき	360円			
					冷水	基本利用	1人につき	250円		冷水	基本利用	1人につき	250円			
				高等学校の生徒	温水	基本利用	1人につき	580円	高等学校の生徒	温水	基本利用	1人につき	580円			
					冷水	基本利用	1人につき	400円		冷水	基本利用	1人につき	400円			
			学生又は一般人	温水	基本利用	1人につき	730円	学生又は一般人	温水	基本利用	1人につき	730円				
				冷水	基本利用	1人につき	500円		冷水	基本利用	1人につき	500円				
							超過利用	1人1時間につき	60円					超過利用	1人1時間につき	60円
							超過利用	1人1時間につき	40円					超過利用	1人1時間につき	40円
							超過利用	1人1時間につき	90円					超過利用	1人1時間につき	90円
							超過利用	1人1時間につき	60円					超過利用	1人1時間につき	60円
							超過利用	1人1時間につき	140円					超過利用	1人1時間につき	140円
							超過利用	1人1時間につき	100円					超過利用	1人1時間につき	100円
				超過利用	1人1時間につき	180円					超過利用	1人1時間につき	180円			
				超過利用	1人1時間につき	120円					超過利用	1人1時間につき	120円			

略	略	学生又は一般人	冷水	基本利用	1人につき	2,720円	
				超過利用	1人1時間につき	100円	
		学生又は一般人	温水	基本利用	1人につき	4,960円	
				超過利用	1人1時間につき	180円	
		学生又は一般人	冷水	基本利用	1人につき	3,360円	
				超過利用	1人1時間につき	120円	
	団体(20人以上のものに限る。)	幼児	温水	基本利用	1人につき	180円	
				超過利用	1人1時間につき	50円	
		幼児	冷水	基本利用	1人につき	130円	
				超過利用	1人1時間につき	30円	
		略					
		略					

備考

1及び2 略

3 この表において「1月利用券」とは、当該利用券の券面に記載された1月の期間内において、当該利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。

4 略

2 略

備考

1及び2 略

3 略

2 略

(鳥取県警察手数料条例の一部改正)

第9条 鳥取県警察手数料条例(平成12年鳥取県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(5) 略 <u>(5の2) 風営適正化法第7条の3第1項の規定に基づく法人の分割の承認 1件につき12,000円(同時に複数の風俗営業について承認を受けようとする場合の2件目以後の承認については、3,800円)</u> (6)~(68) 略 2 略</p>	<p>(手数料の徴収) 第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。 (1)~(5) 略 (6)~(68) 略 2 略</p>

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中鳥取県手数料徴収条例第2条第1項に第281号の2から第281号の4までを加える改正 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第5章の規定の施行の日
- (2) 第5条の規定 規則で定める日
- (3) 第6条の規定 平成13年5月1日
- (4) 第7条の規定 都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成12年法律第73号)の施行の日



発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目220 鳥 取 県 【定価 1部 1か月2,200円 (送料を含む。)】
(URL:<http://www1.pref.tottori.jp/>)



生産額高増100%再生紙を印刷して1本*